

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成19年広域連合規則第11号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第17号中「期間内」を「期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年度の6月から10月までの期間)内」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第5号中「期間内」を「期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年

度の6月から10月までの期間)内」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。